

松山市市道等に係る道路後退用地等の寄附等に関する要綱

制定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市道等に接し、又は市道等の区域内に存する道路後退用地等を寄附により市道等に編入し、本市が維持管理することについて必要な事項を定めることにより、円滑で安全な交通の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市道等 次に掲げる道路をいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づく市道

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づき本市の管理に属している道路のうち、都市整備部都市生活サービス課が道路用地の用に供する財産として維持管理するもの（アに規定する市道を除く。）

ウ その他都市整備部都市生活サービス課が道路用地の用に供する財産として維持管理するもの

(2) 道路後退用地等 本市以外の者が所有する土地で、次に掲げるものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき前面道路（市道等に限る。以下同じ。）から後退した部分に係る土地

イ 市道等の区域内に存する土地

ウ 市道等に接する土地で、市長が公益上特に必要があると認めたもの

(寄附を受ける土地)

第3条 本市が寄附を受ける土地は、道路後退用地等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項第2号に規定する建築計画概要書、松山市狭あい道路等拡幅整備要綱（平成20年要綱第10号）第5条の規定による拡幅整備線の確定を証する書類等により、市道等の幅員及び道路後退用地等の幅員が現地で確認できること。

(2) 道路後退用地等とその接する土地との境界が確認できること。

(3) ブロック塀その他の道路後退線を明示する構造物が連続して存すること。ただし、市長が公益上特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、構造物が連続して存することを要しない（前条第2号イの土地を除く。）。

(4) 道路後退用地等の地上及び地下に個人ます、量水器、段差スロープ、植木その他の個人の所有物が存しないこと。

(5) 市道等の維持管理に支障がないと認められること。

(寄附申請)

第4条 道路後退用地等の所有者（相続人を含む。以下同じ。）は、当該道路後退用地等を本市に寄附しようとするときは、寄附申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図（道路後退用地等の所在地が確認できるものに限る。）

- (2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面
- (3) 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第7号に規定する地積測量図
- (4) 不動産登記規則第196条第1項第1号に規定する全部事項証明書
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第205号）第6条又は第6条の2に規定する確認済証の写し（平面図で道路後退線の位置が確認できるものに限る。）
- (6) 境界確認協議書その他の土地の境界が確認できるものの写し

2 前項の場合において、道路後退用地等の所有者が2人以上あるときは、その全員が寄附申請書を市長に提出しなければならない。

（登記手続）

第5条 この要綱に基づく道路後退用地等の寄附に係る登記手続は、本市が行うものとする。

- 2 道路後退用地等の所有者は、当該道路後退用地等の所有権を本市に移転しようとするときは、登記承諾書（第2号様式）及び印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、道路後退用地等の所有者が2人以上あるときは、その全員が登記承諾書及び印鑑登録証明書を市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第6条 本市は、この要綱に基づく道路後退用地等の寄附に係る所有権移転登記が完了した日から、当該道路後退用地等の維持管理を行うものとする。

- 2 道路後退用地等の所有者が当該道路後退用地等の所有権を本市に移転する意思がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所有者が舗装申請書（第3号様式）を市長に提出することにより、本市が当該道路後退用地等を舗装し、維持管理を行うものとする。
 - (1) 関係土地所有者（境界確認協議の申請地に隣接し、又は対面する土地の登記名義人をいう。）と境界確認ができないことその他市長が相当と認める理由により、当該道路後退用地等の所有権を本市に移転することができないとき。
 - (2) 道路後退用地等の抵当権等を抹消することができないとき。
 - (3) 自主的に前面道路から後退した部分に係る土地を舗装することにより市道等の機能に支障を及ぼすおそれがないとき。
- 3 前項の場合において、道路後退用地等の所有者が2人以上あるときは、その全員が舗装申請書を市長に提出しなければならない。ただし、所在不明その他市長が相当と認める理由により所有者の全員が舗装申請書を市長に提出することができないときは、この限りでない。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

寄 附 申 請 書

年 月 日

（宛先）松山市長

所有者住所 _____

氏 名 _____

電 話 （ ） - _____

代理人職氏名

連絡先 （ ） - _____

（市道 号線・管理道 ）に接する下記の所有地を道路用地として無償にて松山市に寄附します。

記

松山市

町	土地地番	地目	寄附面積（単位 m ² ） （判る場合のみ、ご記入下さい）

現在、申請地には、個人所有物は ありません。 あります（ ）。

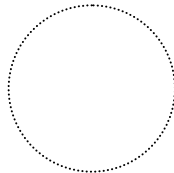
本申請から寄附完了までの間に占用物件を設置する場合は、松山市と協議します。

【注意事項】

申請地内の地上及び地下にある物件は占用許可が必要になります。許可できない物件は撤去していただきます。

第2号様式（第5条関係）

捨印



登記承諾書

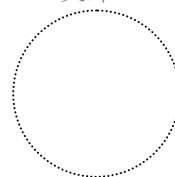
私所有に係る末尾記載の土地は、松山市の道路用地として、
年 月 日付けで松山市へ寄附したので、
松山市長において所有権の移転登記を嘱託されることを承諾します。

年 月 日

登記義務者 住所

氏名

実印



登記原因証明情報

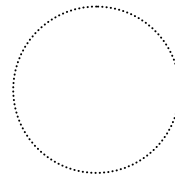
私所有に係る末尾記載の土地は、年 月 日付けで寄附し、松山市へ所有権が移
転したことに相違ありません。

年 月 日

登記義務者 住所

氏名

実印



松山市

土地の表示	町	土地地番	地目	登記簿地積 (㎡)	取得する面積 (㎡)	図面表示

年 月 日

舗装申請書

（宛先）松山市長

住 所

氏 名

（所有者との続柄）

（TEL ー）

下記の道路用地部分を松山市へ所有権移転登記することが困難であります。松山市が維持管理する道路として無償で使用することを承諾するため、当該道路用地部分の舗装を申請します。

記

1. 理 由

2. 松山市が維持管理することとなる道路名

3. 該当地番（舗装場所）

4. 使用期間 市道 号線が供用している間
管理道 が管理されている間

5. 舗装申請に係る承諾内容

- (1) 路面排水処理で雨水ます設置の必要性がある場合は、松山市が設置する。
- (2) 松山市は、舗装用地の税金控除関係書類及び分筆図面等の作成を行わない。
- (3) 舗装部分の管理は、松山市が行う。
- (4) 舗装すること又は舗装したことにつき第三者等からの異議等が出た場合は、申請者が対処する。
- (5) 道路用地部分を松山市へ所有権移転登記ができるよう努める。